

## 警戒区域及び計画的避難区域内にある災害廃棄物の移動又は処分について

平成23年11月28日  
厚生労働省  
環境省

「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱いについて」（平成23年5月2日厚生労働省、経済産業省、環境省）において、警戒区域及び計画的避難区域（以下「警戒区域等」という。）内の災害廃棄物は、「当面の間、移動及び処分は行わない」としていたところである。平成24年1月1日には、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）が全面施行され、環境大臣が同法に基づき指定する汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（対策地域内廃棄物）については、国がその処理を行うこととなっており、その処理の基準については、環境省令で規定されることとなっている。

しかし、放射性物質汚染対処特措法が全面施行されるまでの間に、インフラ整備等のために災害廃棄物の移動又は処分を行う必要が生じた場合にあっては、下記に従って行うこと。

### 記

災害廃棄物の移動、保管及び処分にあたって、放射性物質汚染対処特措法に基づく環境省令（12月公布予定）の公布後においては、当該環境省令に従うこと。また、同環境省令の公布前においては、「放射性物質汚染対処特措法関係省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）について」（平成23年11月8日）の「放射性物質汚染対処特措法 省令事項素案について」で示している内容を参考とし、安全の確保に十分配慮すること。

なお、現時点では当該警戒区域等の内で処理を行うことが望ましい。